

別 表（第 2 条関係）

補助事業名	地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援（航路）
補助事業の目的	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」等を踏まえ、船内の乗船密度を上げないように配慮した運航に取り組む地域公共交通事業者を支援する
補助事業の対象となる者	海上運送法第 3 条の許可により運航する航路事業者 （注）令和 2 年第 3 次補正予算における国の「ポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化・継続事業（以下、「国事業」という）」に基づく実証運航を実施した事業者に限る
補助事業の対象となる経費	<p>船内の乗船密度に配慮した運航に要する経費</p> <p>【算式】</p> <p>運航経費[ア]×（ 輸送力割合[イ]－輸送人員割合[ウ] ）－運航期間に相応した国庫補助金収入[エ]</p> <p>[算式に代入する金額等]</p> <p>[ア]運航経費 1 日 1 隻当たり単価（ 1 7 0 千円）×稼働隻数×運航日数（ 3 0 日程度） （注 1）起終点及びすべての経由地を兵庫県内とする生活航路に限る （注 2）稼働隻数は事業者の登録隻数から運航期間中に故障等により稼働していない隻数を差し引いた隻数とする （注 3）運航期間は、原則、一月以内で設定するものとする</p> <p>[イ]輸送力割合 運航期間中の輸送力(実運航^キ)÷前々年同時期の輸送力(実運航^キ)</p> <p>[ウ]輸送人員割合 運航期間中の輸送人員÷前々年同時期の輸送人員</p> <p>[エ]運航期間に相応した国庫補助金収入(①雇用調整助成金②月次支援金)</p> <p>① 雇用調整助成金 国から雇用調整助成金を受領した場合は、助成金総額のうち乗務員に係る 1 日当たりの助成相当額を算出し、運航日数を乗じた額</p> <p>② 月次支援金 国から月次支援金を受領した場合は、1 日当たりの助成相当額を算出し、運航日数を乗じた額（ 1, 0 0 0 円未満切捨）</p> <p>[[ア] [イ] [ウ] [エ] 共通事項]</p> <p>（注 4）海上運送法第 3 条の許可を受けて運航する一般旅客定期航路事業に使用する船舶に限る</p>
補助金の額	補助金の額は、補助対象経費に 1 / 4 を乗じた額（ 1, 0 0 0 円未満切捨）以内、かつ予算の範囲内の額とする。
適用除外する条項	第 19 条
その他の事項	補助金の交付は、事業者について二回限りとする。